

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

一

規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十六号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第十一号イ中「第四十三条の五第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「第八十二条」を「第四十九条」に改め、同号ハを同号ロとする。

附 則

この規則は、平成二十一年十二月十五日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第二十五号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一 農林水産部長の農業振興課に係る専決事項の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一 農業振興課長の専決事項の項第一号を次のように改める。

一 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条及び第五条の規定による農地の転用並びに農地及び採草放牧地の転用のための権利移動の許可に係る農業会議への諮問

別表第一 地方振興事務所長の専決事項の項第十号中八からホまでを削り、同号ハ中「(第八十三条の二)」を「(第五十一条)」に改め、同号ハを同号ハとする。

別表第一 地方振興事務所長の専決事項の項中第三十九号を第四十号とし、第十一号から第三十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十七号)附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の農地法(以下「旧農地法」という。)(第七十八条第一項の規定により農林水産大臣が管理している土地等の管理

別表第四 農業振興部長の専決事項の項第七号中「チ及びリ」を「ニ及びホ」に改め、同号ハを削り、同号ニ中「(第四十三条の五)」を「(第二十八条)」に改め、同号ニを同号ハとし、同号中ホからトまでを削り、同号チ中「(第八十二条)」を「(第四十九条)」に改め、同号チを同号ニとし、同号リ中「(第八十三条の二)」を「(第五十一条)」に改め、同号リを同号ホとする。

別表第四 農業振興部長の専決事項の項中第十五号を第十六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 農地法等の一部を改正する法律附則第八号第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧農地法第七十八条第一項の規定により農林水産大臣が管理している土地等の管理

別表第四 地域事務所に置かれる農業振興部長の専決事項の項第二号ハ中「(第八十二条)」を「(第四十九条)」に改め、同号ニ中「(第八十三条の二)」を「(第五十一条)」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年十二月十五日から施行する。